

令和6年度答申第60号
令和6年12月19日

諮問番号 令和6年度諮問第83号及び第84号（いずれも令和6年12月3日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人X₁及び審査請求人X₂からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X₁及び審査請求人X₂（以下「審査請求人両名」という。）が同一事業場についてそれぞれ行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件各確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の各確認処分（以下「本件各確認処分」という。）をしたところ、審査請求人両名がこれを不服として各審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に

当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- （２）賃確法７条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和５１年政令第１６９号。以下「賃確令」という。）２条１項４号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第２６号。以下「賃確則」という。）８条は、事業主（賃確法７条の事業主をいう。ただし、賃確令２条２項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- （３）賃確令３条は、上記（１）の「政令で定める期間」について、事業主が上記（２）に掲げる事由に該当することとなった場合には、その認定の基礎となった事実に係る申請のうち最初の申請があった日の６月前の日から２年間とする旨規定する。
- （４）賃確法７条並びに賃確則１２条２号、１３条２号及び１２条１号へは、上記（２）の認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- （５）賃確令４条２項は、上記（４）の「支払期日後まだ支払われていない賃金の額」について、上記（３）の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和２２年法律第４９号）２４条２項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の６月前の日から賃確法７条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものの額の総額をいう旨規定する。

３ 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- （１）審査請求人兩名は、Ｂ社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、審査請求人 X_1 は令和５年６月５日、審査請求人 X_2 は同年８月１０日、

本件会社を退職した。なお、正社員としての本件会社の退職日は、審査請求人X₁について令和4年8月15日、審査請求人X₂について同年11月30日であった。

(各確認申請書、各確認通知書、各雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)

- (2) 審査請求人X₂は、令和5年9月14日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、認定申請をした。

(認定申請書、認定通知書)

- (3) 処分庁は、令和6年1月10日、本件会社について、上記2(2)の認定(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定)をした。

(認定通知書)

- (4) 審査請求人X₂は、令和6年1月31日、処分庁に対し、令和5年8月10日を基準退職日とし、支払期日が令和5年2月24日、同年3月24日、同年4月25日、同年5月25日、同年6月25日(注:同年6月23日の誤記と解される。)、同年7月25日及び同年8月25日の定期賃金合計117万5000円並びに支払期日が同年8月25日の退職手当165万2000円が未払であること等の確認を求める確認申請(以下「本件確認申請1」という。)をした。

(審査請求人X₂に係る確認申請書)

- (5) 審査請求人X₁は、令和6年2月1日、処分庁に対し、令和5年6月5日を基準退職日とし、支払期日が令和4年12月23日、令和5年1月25日、同年2月24日、同年3月24日、同年4月25日、同年5月25日及び同年6月23日の定期賃金合計12万円並びに支払期日が同年6月23日の退職手当106万5000円が未払であること等の確認を求める確認申請(以下「本件確認申請2」という。)をした。

(審査請求人X₁に係る確認申請書)

- (6) 処分庁は、令和6年2月29日付けで、本件各確認申請に対し、下記ア及びイのとおり本件各確認処分をした。

ア 本件確認申請1に対し、確認通知書の備考欄に「退職金については基準退職日の6月前以前に支払日が到来しているため対象外となります。」との理由を付して、基準退職日は令和5年8月10日であるとして、退

職手当を除く定期賃金合計 1 1 7 万 5 0 0 0 円が未払賃金の額であること等を確認する確認処分をした。

イ 本件確認申請 2 に対し、確認通知書の備考欄に「退職金については基準退職日の 6 月前の日以前に支払日が到来しているため対象外となります。」との理由を付して、退職手当を除く定期賃金合計 1 2 万円が未払賃金の額であること等を確認する確認処分をした。

(各確認通知書)

(7) 審査請求人両名は、令和 6 年 4 月 2 2 日、審査庁に対し、本件各確認処分を不服として、本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

(8) 審査庁は、令和 6 年 1 2 月 3 日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

4 審査請求人両名の主張の要旨

処分庁は、審査請求人 X₁ の退職日が令和 5 年 6 月 5 日、審査請求人 X₂ の退職日が同年 8 月 1 0 日であるにもかかわらず、審査請求人 X₁ の社会保険脱退日が令和 4 年 8 月、審査請求人 X₂ の社会保険脱退日が同年 1 1 月であるため、退職金を認めないとのことである。

退職金は、会社退職後の支払が通常であるから、社会保険脱退日の翌月とするのは不可解である。

本件会社側も、審査請求人 X₁ の最終出勤日を令和 5 年 6 月 5 日、審査請求人 X₂ の最終出勤日を同年 8 月 1 0 日と確認しており、退職金はそれ以降の支払と認めている。

(各審査請求書)

第 2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件では、処分庁が、退職金については基準退職日の 6 月前の日以前に支払日が到来しているため未払賃金立替払制度の対象外としたことに対し、審査請求人両名が、本件会社側も審査請求人 X₁ の最終出勤日を令和 5 年 6 月 5 日、審査請求人 X₂ の最終出勤日を同年 8 月 1 0 日と確認しており退職金についてはそれ以降の支払と認めている旨等を主張していることから、本件各確認処分の適否、特に退職金の支払期日等について判断する必要がある。
- 2 上記 1 に関しては、以下の事実が認められる。

- (1) 各雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、審査請求人X₁は令和元年6月3日に本件会社に入社し、令和4年8月15日に退職したとされており、審査請求人X₂は令和元年5月1日に本件会社に入社し、令和4年11月30日に退職したとされている。

これらの日付は審査請求人兩名及び本件会社の代表取締役（以下「本件代表取締役」という。）の聴取結果とも大きく乖離しないことから、審査請求人兩名は当該各日付にて本件会社に入社し退職したものと認められる。

- (2) 本件会社の退職金規程において、退職金の支給対象は正社員とされており、また、支払期日は定められていない。

本件会社において、退職金の支給要件に合致し退職金が支払われた前例はなかった。

- (3) 本件会社の賃金締切日は毎月15日、支払日は当月25日であり、25日が本件会社の休日にあたる場合は前営業日が支払日となる。

本件代表取締役は、本来、退職金を支払うだけの資力があるなら、退職日の属する賃金支払日と同日に退職金を支払うべきものだと考えている旨述べている。

- (4) 上記(1)の退職後、審査請求人兩名は、本件会社にパートタイム（アルバイト）として勤務し、審査請求人X₁は令和5年6月5日、審査請求人X₂は同年8月10日にそれぞれ退職した。

3 論点に対する判断

- (1) 本件の退職金の支払期日について、審査請求人兩名は、パートタイム（アルバイト）を退職した日（審査請求人X₁は令和5年6月5日、審査請求人X₂は同年8月10日）以降の支払となる旨主張し、処分庁は、正社員としての退職日の属する賃金支払日（審査請求人X₁は令和4年8月25日、審査請求人X₂は同年12月23日）が支払期日となる旨主張する。

この点、上記2(2)のとおり、退職金規程に支払期日について定めはなく、前例も見当たらないが、本件会社においては、正社員のみが退職金の支給対象とされ、正社員の退職が退職金の支給要件となっていることに鑑みれば、本件会社の退職金の支払期日については、正社員としての退職を基準に考えるべきであり、その後のパートタイム（アルバイト）としての退職は退職金の支払期日に何ら影響しないと考えるのが妥当である。

具体的には上記2(3)の本件代表取締役の申述に特段の不合理は認められないことから、当該申述を踏まえ、正社員としての退職日（審査請求

人X₁は令和4年8月15日、審査請求人X₂は同年11月30日)の属する賃金支払日(審査請求人X₁は令和4年8月25日、審査請求人X₂は同年12月23日)が退職金の支払期日となるべきである。

そうすると、当該退職金は、基準退職日(審査請求人X₁は令和5年6月5日、審査請求人X₂は同年8月10日)の6月前の日より前に支払期日が到来しているため、未払賃金額に含まれない(賃確令4条2項)。

よって、処分庁が本件各確認処分において退職金を除く額を未払賃金額として確認したことは、違法又は不当とはいえない。

- (2) なお、本件では、審査請求人X₁は、令和4年8月15日に正社員として本件会社を退職した後、本件会社でパートタイム勤務を行い、令和5年6月5日で退職し、審査請求人X₂は、令和4年11月30日に正社員として本件会社を退職した後、本件会社でパートタイム勤務を行い、令和5年8月10日で退職しているところ、仮に、基準退職日を、審査請求人X₁は令和4年8月15日、審査請求人X₂は同年11月30日と認定すれば、本件の退職金は賃確令4条2項の支払期日の要件を充足し、未払賃金に含まれるようにも思われる。

しかしながら、基準退職日とは、最初の認定申請の日(本件では令和5年9月14日)の6月前の日から2年間にした退職の日をいう(賃確法7条並びに賃確令3条2号及び賃確令4条1項)ことから、本件において、認定申請の日の6月前の日よりも前となる令和4年8月15日及び同年11月30日を基準退職日と認定することはできない。

- 4 上記3のとおり、本件各確認処分には違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件各確認処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件各確認処分は、審査請求人両名がした本件各確認申請について、定期賃金については確認し、退職手当(「退職金」と呼ばれるものは賃確令4条2項に定める退職手当であることは明らかである。)については不確認とした処分であるところ、審査請求人両名は退職手当についても未払賃金として確認されるべきであると主張している。

(2) 本件については、本件代表取締役及び審査請求人兩名からの聴取書等によれば、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人X₂は令和元年5月、審査請求人X₁は同年6月、本件会社に雇用され、正社員として勤務していた。

イ 本件会社の退職金規程は、正社員が支給基準を満たした時に支給すると定めていた。

ウ 審査請求人X₂は、退職する意向を本件代表取締役に伝え、転職先が見つかったことから、令和4年11月に本件会社を退職した。

退職する際、本件代表取締役は、審査請求人X₂に対し、「日当を払うので仕事が休みの時に手伝ってもらいたい」と申し入れ、審査請求人X₂はこれを了承した。日当は、半日勤務は1万円、1日勤務は1万5000円ということで合意した。

エ 審査請求人X₁は、退職する意向を本件代表取締役に伝え、令和4年8月に本件会社を退職し、その後、自分で会社を設立して事業活動を開始した。

退職する際、本件代表取締役は、審査請求人X₁に対し、「日当を払うので仕事が休みの時に手伝ってほしい」と申し入れ、審査請求人X₁はこれを了承した。日当は、半日勤務は5000円、1日勤務は1万円ということで合意した。

オ 審査請求人X₁は令和5年6月5日、審査請求人X₂は同年8月10日、本件会社を退職した。

カ 審査請求人兩名及び本件代表取締役は、審査請求人兩名が正社員として一旦退職したことを認めている。

(3) 以上の事実によれば、審査請求人X₂が本件会社の正社員として勤務する雇用契約は、令和4年11月に終了し、その後、審査請求人X₂は本件会社のアルバイト従業員として勤務する雇用契約が新たに締結されたと認定するのが相当であり、審査請求人X₁についても、本件会社の正社員として勤務する雇用契約は令和4年8月に終了し、その後、審査請求人X₁は本件会社のアルバイト従業員として勤務する雇用契約が新たに締結されたと認定するのが相当である。

未払賃金として確認されるのは、基準退職日にした退職に係る退職手当であるところ（賃確令4条2項）、審査請求人兩名の基準退職日（審査請求人X₁は令和5年6月5日、審査請求人X₂は同年8月10日）にした退職

とは、アルバイト従業員としての雇用契約が終了したことによる退職である。

そうすると、本件会社の退職金規程によれば、退職金はアルバイト従業員には支払われないのであるから、アルバイト従業員としての退職に係る退職手当はないことになる。審査請求人両名が主張する退職手当は、正社員としての退職に係る退職手当であるが、本件各確認処分は、審査請求人両名が正社員として退職した後、新たに本件会社との間で締結したアルバイト従業員としての雇用契約において発生した賃金等について、立替払の対象となる未払分を確認するものであるから、正社員としての雇用契約において発生した退職手当は含まれない。

3 まとめ

以上によれば、本件各確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の本件各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史